

株 主 各 位

横浜市神奈川区栄町2番地の9
東部ネットワーク株式会社
代表取締役社長 若山良孝

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市神奈川区栄町2番地の9
東部ヨコハマビル4階会議室
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 第106期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 - 第6号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件
 - 第7号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.tohbu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、相次ぐ自然災害の影響により一時的な鈍化は見られましたが、企業収益の改善傾向や雇用情勢も引き続き底堅く推移したことから、緩やかな回復基調が持続いたしました。一方、米中の通商問題に端を発した中国経済の減速傾向、欧州問題による政治的混乱など、海外経済の動向と政策に関する不確実性も多く、先行きの不透明感が払拭されない状況にあります。

当貨物自動車運送業界におきましては、労働力の不足感が一段と強まったものの、企業による働き方改革への対応や人材定着に関する意識向上を背景に、労働環境は改善傾向となりました。また、運賃・料金の水準は上昇基調にありますが、燃料価格の高止まりや労働力確保による人件費の上昇等が影響し、収益を悪化させる要因となり、依然として厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況の中、当社は長期的な成長実現のための基盤構築の一環として、最優先に乗務員の労働条件の改善から着手し、抜本的に見直した新給与体系の導入を実施し、足許固めを図ってまいりました。今後も全従業員を対象とした労働環境の整備を推進し、人材の定着化及び新規労働力の確保に努めてまいります。

事業展開につきましては、西日本地区の物流ネットワークの拡充を重点施策として掲げ取り組んでまいりました。当期においては、大阪営業所の開設に加え、新たに3PL事業（物流の一括受注）を獲得し、東部滋賀物流センター（仮称）を令和2年4月の竣工を目的に建設を進めております。このように将来の成長に向けた投資を加速するとともに、お客様のニーズを先読みした提案型営業に努めております。また、運賃収入を柱とした収益構造から3PL事業を中心とした収益構造に転換を図り、収益確保に努め、加えて輸送効率改善に向けた新たな輸送体制の仕組みづくりを積極的に展開してまいります。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高124億1百万円（前年同期比4.1%増）、営業利益は、7億6百万円（前年同期比16.0%増）となり、経常利益は7億5千8百万円（前年同期比8.4%増）、当期純利益は5億2千3百万円（前年同期比13.3%増）となり、増収増益となりました。

次に事業別の概況につきましてご報告申し上げます。

ア. 貨物自動車運送事業

1. 飲料輸送は、年度前半の記録的な早さでの梅雨明けに加え、全国的な猛暑の影響で、飲料需要が急増したことや新規開設した大阪営業所の稼働によって売上を大きく伸長させることができました。年度後半に入り消費マインドにも大きな変化が見られず、全体的に輸送量が低下傾向でペースダウンいたしました。前記の理由から増収で終了することができました。
2. セメント輸送は、需要増を背景に輸送体制を他の輸送に従事する乗務員をシフトし、夜間輸送によって車両を効率的に機能させたことが奏功し増収となりました。
3. 石油輸送は、危険物輸送の乗務員減による補充確保が遅れた影響で減収となりました。

以上から、当貨物自動車運送事業の売上高は、関連業務の荷役・保管作業収入を含め、81億5千1百万円（前年同期比5.9%増）となりました。

イ. 商品販売事業

1. 石油製品販売につきましては、安定的に受注を確保できたことから増収となりました。セメント販売につきましては、大口取引先の大規模共同開発工事が前期1月に終了となり、その減少分をカバーする受注ができず大幅な減収となりました。
2. リース売上は、新規顧客の獲得がなかったことから大幅な減収となりました。

この結果、当事業の売上高は、26億5千2百万円（前年同期比1.5%増）となりました。

ウ. 不動産賃貸事業

当社の提供する各種賃貸施設のうち、

1. 自社施設の提供につきましては、本社ビルの空室において新たにテナントが決定し成約したことにより満室稼働となり増収となりました。
2. 借上施設につきましては、前期並みとなりました。

この結果、当事業の売上高は、14億3千1百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

Ⅰ. その他事業

1. 自動車整備事業につきましては、整備士の人員減が修理・車検整備受注の全体の売上減少につながり、減収となりました。

この結果、当事業の売上高は、1億6千5百万円（前年同期比13.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は10億3千万円で、内訳は有形固定資産10億2千1百万円、無形固定資産8百万円であります。

有形固定資産の内訳は、営業・業務用車両42両3億6千3百万円、東部滋賀物流センター（仮称）建設用地及び建設費6億3千万円、東部ヨコハマビル空調工事9百万円等であります。無形固定資産の内訳は、配車システムバージョンアップ5百万円等であります。

尚、所要資金は全額自己資金で充当しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第103期 (平成28年3月期)	第104期 (平成29年3月期)	第105期 (平成30年3月期)	第106期(当期) (平成31年3月期)
売上高(百万円)	12,524	13,960	11,912	12,401
経常利益(百万円)	1,295	952	699	758
当期純利益(百万円)	950	647	461	523
1株当たり当期純利益(円)	175.48	119.63	85.22	96.58
総資産(百万円)	20,755	21,085	21,303	21,681
純資産(百万円)	16,413	17,198	17,609	17,913
1株当たり純資産額(円)	3,031.11	3,175.99	3,251.84	3,308.05

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
相模新栄運送株式会社	10百万円	100.0%	貨物自動車運送事業

(4) 対処すべき課題

今後の景況につきましては、米中間の貿易摩擦の影響や政情不安など海外を中心としたリスクの高まりから、わが国経済の下押し圧力の継続が懸念され、先行きは不透明な状況で推移していくものと予想されます。また、少子高齢化と人口減少という構造的な問題から、国内労働需給の逼迫感がさらに強まるなど、物流業界においても厳しい経営環境が続くものと想定されます。

このような環境下、主たる事業である貨物自動車運送事業におきましては、今後も運賃の適正化交渉を継続し、徹底した生産性の向上を追求するとともに、3PL事業（物流の一括受注）の獲得を一層強化し、進出ペースを加速させスピード感をもって当事業の拡大につなげてまいります。また、お客様のニーズに応えるソリューション営業の強化とM&Aも視野に入れた戦略的投資を引き続き推進して、業容の拡大に努めてまいります。

商品販売事業につきましては、令和3年3月期を見据え、新規商材の開発を喫緊の課題と位置づけ、これまでの商品販売体制を抜本的に見直し、当社全体の業績に影響が出ないよう新規開発に取り組んでまいります。

不動産賃貸事業につきましては、安定的収益源を確保する観点から、今後もきめ細かな管理運営により保有不動産の毀損防止に努め、既存資産の有効活用と収益の最大化を図ってまいります。

株主の皆様には、尚一層のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成31年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
貨物自動車運送事業	石油輸送、バラセメント輸送、化成製品輸送、清涼飲料輸送、びん・容器輸送等
商品販売事業	石油製品、セメント、車両、ソフトウェア等の販売
不動産賃貸事業	商業ビル、物流センター、店舗等の賃貸
その他事業	自動車整備業、派遣業、生保・損保代理店業務、リース業

(6) 主要な事業所 (平成31年3月31日現在)

名称及び所在地等		名称及び所在地等	
本社	神奈川県横浜市	袖ヶ浦営業所	千葉県袖ヶ浦市
鶴見営業所	神奈川県横浜市	静岡営業所	静岡県富士市
海老名営業所	神奈川県海老名市	大井川営業所	静岡県榛原郡
相模原営業所	神奈川県相模原市	名古屋営業所	愛知県小牧市
厚木営業所	神奈川県海老名市	播磨営業所	兵庫県加古郡
郡山営業所	福島県郡山市	東部北陸物流センター	富山県砺波市
新潟営業所	新潟県新発田市	北陸営業所	富山県砺波市
埼玉営業所	埼玉県深谷市	大阪営業所	大阪府大阪市
高崎営業所	群馬県高崎市	仙台営業所	宮城県塩釜市
習志野営業所	千葉県習志野	鶴見整備工場	神奈川県横浜市

(7) 使用人の状況 (平成31年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
389 (5) 名	△3 (△4) 名	47.0歳	9.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成31年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成31年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 22,996,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,749,000株 |
| (3) 株主数 | 814名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 村 巨 宏	1,415,000株	26.13%
ア サ ガ ミ 株 式 会 社	321,000株	5.92%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	175,000株	3.23%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	131,000株	2.41%
中 村 千 鶴 子	120,000株	2.21%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	110,000株	2.03%
中 村 匡 宏	101,292株	1.87%
丸 全 昭 和 運 輸 株 式 会 社	100,000株	1.84%
芦 原 一 義	98,100株	1.81%
山 本 稷	88,200株	1.62%

(注) 持株比率は自己株式(333,945株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成31年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
* 取締役社長	若 山 良 孝	
* 専務取締役 専務執行役員	三 澤 秀 幸	
取 締 役 執 行 役 員	伊 藤 進	経理部部长
取 締 役 執 行 役 員	古 川 智 洋	第一営業部部长 相模新米運送株式会社 代表取締役社長
取 締 役	野 口 誠	
常 勤 監 査 役	高 山 裕 之	
監 査 役	安 齋 英 明	古藤工業株式会社 監査役
監 査 役	西 山 俊 紀	

- (注) 1. *印は代表権を有する取締役であります。
2. 取締役野口誠氏は、社外取締役であります。監査役安齋英明氏及び監査役西山俊紀氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞任日	辞任時の地位・担当
杉本 尚久	平成30年9月30日	取締役兼執行役員 第三営業部長

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	50,243千円 (2,240千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,622千円 (4,260千円)
合 計	9名	63,866千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第95回定時株主総会において月額9,000千円以内、年間換算額108,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議していただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の第87回定時株主総会において月額1,500千円以内、年間換算額18,000千円以内と決議していただいております。
4. 支給額には以下のものも含まれております。
当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した6,200千円
(取締役6名に対し5,200千円、監査役3名に対し1,000千円)
5. 上記支給人員には当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先会社	兼職の内容	関係
社外取締役	野口 誠	—	—	なし
社外監査役	安齋英明	古藤工業株式会社	監査役	なし
	西山俊紀	—	—	—

② 社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	3人	6,500千円	—

③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	野口 誠	当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。
監査役	安齋英明	当事業年度に開催された取締役会13回中全て及び、監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。
監査役	西山俊紀	当事業年度に開催された取締役会13回中全て及び、監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(注) 平成30年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称を変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等および監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社監査役会は、会計監査人から監査実施状況を通じて必要な資料の入手や報告の聴取により、前期の監査実績の分析・評価を行い、前期の実績を踏まえた新年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性について、監査役会にて検討し、会社法第399条第1項の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役自らが繰り返し企業理念の精神を役員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努め、緊急時の連絡体制の確認を行うとともに、風通しの良い社風の維持に心がけ、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、報告、連絡、相談が迅速に行われるようにする。加えて、コンプライアンスの徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に研修等を通じ、指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応し、また、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（特定顧客への依存、人材の確保、適切な組織対応）及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、管理本部が行うものとする。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。加えて、取締役会における迅速かつ確かな意思決定への寄与を目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制とする。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画及び年度予算を立案し、目標を設定するとともに、各々所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運営には不可欠と考え、年4回のペースでホームページに開示する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を整備し、本社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理する体制となっております。

なお、子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行うこととする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

当社は、監査役が補助すべき使用人を求めた場合、取締役会には必要に応じて、補助業務をする者を配置する。その場合当該使用人は監査役から指示を受けた業務を執行し、その者の任命、異動、評価等人事権に関しては監査役会の意見を尊重したうえでを行い、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告し、その報告をしたものに対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役職務の執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めるとし、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で臨み、組織全体として反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関との連絡体制を強化し、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。

b. 整備状況

当社は、「役員・職員の行動規範」において反社会的勢力との関係遮断について明示し、役職員に対し周知・徹底を図り、管理本部を反社会的勢力の対応部署とし、平素から反社会的勢力に関する情報を一元的に管理及び蓄積し、警察並びに弁護士等の外部専門機関との連携に努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、必要に応じて、社内諸規定、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。当社の取締役会は、各部門から毎月の活動状況の報告を受け、取締役及び監査役の情報共有と経営管理の充実を図っております。また、内部監査室は、独立した観点から実査を中心として内部統制監査を実施しており、法令・定款及び社内規定等に違反している事項がないかを検証しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や、営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、現在のような借入金のない強固な財務基盤を形成し、高収益、高配当を実現しております。従って、経営の先見性や効率性で収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えたものが取締役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、十分な情報が提供される必要があると考えています。そこで大規模買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付を行おうとする者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが遵守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、当社といたしましても、これに対する防衛策を導入すべきと考えます。そのため当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための、基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取組みとして、当社株券等の大規模な買付行為に関する対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）を決議いたしました。

当社は、この買収防衛策の詳細を平成28年5月10日付で「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）を公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.tohbu.co.jp>）に掲載しています。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

- ① 当社取締役会は、不適切な支配の防止のための取組みが策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同利益を損なうものではないと考えます。

当社は、貨物自動車運送事業として永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することと物流の『最適化提案営業』で顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野にたった取引先等との業務提携関係の確立、高付加価値の物流サービス体制の確立、従業員研修、コスト競争力の引上げ等、現在のような借入金のない強固な財務基盤を形成し、高収益、高配当の実現に向け努力してまいります。

このような当社の事業においては、経営の先見性や効率性で収益性を高める観点から専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任することが必要不可欠であると判断されるからであります。

- ② 取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルールの設定」及びその「ルールが遵守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、平成28年6月28日開催の当社第103回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」を付議承認されております。

※ 事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,762,314	流 動 負 債	1,493,791
現金及び預金	5,419,079	営業未払金	696,398
電子記録債権	9,600	リース債務	36,643
営業未収入金	1,151,734	未払金	114,326
リース債権	25,043	未払費用	198,252
リース投資資産	31,470	未払法人税等	151,523
原材料及び貯蔵品	26,636	未払消費税等	72,878
前払費用	90,792	前受金	106,738
その他	12,013	預り金	36,796
貸倒引当金	△4,056	賞与引当金	79,186
固 定 資 産	14,918,870	割賦利益繰延	1,046
有 形 固 定 資 産	12,263,700	固 定 負 債	2,274,110
建物	2,669,933	預り建設協力金	147,001
構築物	235,938	リース債務	540,518
機械及び装置	55,557	繰延税金負債	997,610
車両運搬具	351,387	再評価に係る繰延税金負債	105,797
工具、器具及び備品	27,372	退職給付引当金	9,234
土地	8,355,450	役員退職慰労引当金	44,500
リース資産	527,188	長期前受金	25,974
建設仮勘定	40,873	長期預り保証金	325,851
無 形 固 定 資 産	40,097	長期預り金	25,728
ソフトウェア	28,612	原油スワップ	35,421
その他	11,485	資産除去債務	16,472
投資その他の資産	2,615,072	負 債 合 計	3,767,902
投資有価証券	1,277,727	(純資産の部)	
関係会社株式	22,102	株 主 資 本	17,935,766
長期前払費用	23,519	資 本 金	553,031
保険積立金	120,545	資 本 剰 余 金	527,722
差入保証金	1,164,223	資本準備金	527,524
その他	9,850	その他資本剰余金	197
貸倒引当金	△2,896	利 益 剰 余 金	17,105,339
資 産 合 計	21,681,184	利益準備金	89,411
		その他利益剰余金	17,015,927
		固定資産圧縮積立金	2,048,646
		別途積立金	12,252,160
		繰越利益剰余金	2,715,121
		自 己 株 式	△250,326
		評価・換算差額等	△22,483
		その他有価証券評価差額金	434,585
		繰延ヘッジ損益	△24,685
		土地再評価差額金	△432,384
		純 資 産 合 計	17,913,282
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,681,184

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(平成30年 4 月 1 日から
平成31年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,401,749
売 上 原 価		11,281,313
割賦販売未実現利益戻入額		437
割賦販売未実現利益繰入額		428
繰延リース利益戻入額		2,842
繰延リース利益繰入額		1,089
売 上 総 利 益		1,122,196
販売費及び一般管理費		415,313
営 業 利 益		706,883
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	39,797	
そ の 他	28,472	68,270
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,652	
そ の 他	185	16,838
経 常 利 益		758,315
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18,494	18,494
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,092	1,092
税 引 前 当 期 純 利 益		775,718
法人税、住民税及び事業税	258,378	
法人税等調整額	△5,674	252,703
当 期 純 利 益		523,014

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成30年 4 月 1 日から)
(平成31年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					
					固定資 産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	553,031	527,524	197	527,722	89,411	2,059,301	12,002,160	2,512,678	16,663,551	△250,259	17,494,045
当期変動額											
固定資産圧縮 積立金の取崩						△10,654		10,654	—		—
別途積立金の 積 立							250,000	△250,000	—		—
剰余金の配当								△81,226	△81,226		△81,226
当期純利益								523,014	523,014		523,014
自己株式の取得										△67	△ 67
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△10,654	250,000	202,442	441,787	△67	441,720
当期末残高	553,031	527,524	197	527,722	89,411	2,048,646	12,252,160	2,715,121	17,105,339	△250,326	17,935,766

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	547,425	—	△432,384	115,041	17,609,087
当期変動額					
固定資産圧縮 積立金の取崩					—
別途積立金の 積 立					—
剰余金の配当					△81,226
当期純利益					523,014
自己株式の取得					△67
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△112,840	△24,685	—	△137,525	△137,525
当期変動額合計	△112,840	△24,685	—	△137,525	304,195
当期末残高	434,585	△24,685	△432,384	△22,483	17,913,282

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券
・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

原油スワップ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

車両運搬具 2～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。均等償却を行っております。

④ 長期前払費用

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

① 割賦販売品の売上高及び売上原価の計上は、他の販売品と同様引渡基準によっておりますが、その販売利益の実現については割賦金の回収期限の到来の日を以て、計上しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(7) ヘッジ会計

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

原油スワップ

・ヘッジ対象

燃料

③ ヘッジ方針

当社内規に基づき、燃料価格変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度37,875千円)は、当事業年度においては「固定負債」の「繰延税金負債」997,610千円に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,050,162千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	2,113千円
② 短期金銭債務	16,202千円

(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、税効果会計考慮後の再評価差額は、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は1,707,477千円(うち賃貸等不動産1,127,496千円)であります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	22,720千円
② 売上原価	177,614千円
③ 営業取引以外の取引高	4,805千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,749千株	—	—	5,749千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	333千株	0千株	一千株	333千株

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成30年6月27日開催の第105回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 40,613千円
- ・ 1株当たり配当額 7.50円
- ・ 基準日 平成30年3月31日
- ・ 効力発生日 平成30年6月28日

ロ. 平成30年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 40,613千円
- ・ 1株当たり配当額 7.50円
- ・ 基準日 平成30年9月30日
- ・ 効力発生日 平成30年12月10日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

令和元年6月26日開催の第106回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 67,688千円
- ・ 1株当たり配当額 12.50円
- ・ 基準日 平成30年3月31日
- ・ 効力発生日 令和元年6月27日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(千円)
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,107
賞与引当金	24,001
退職給付引当金	2,795
役員退職慰労引当金	13,487
減損損失	14,782
未払事業税	9,289
未払事業所税	244
一括償却資産	332
投資有価証券評価損	23,668
繰延ヘッジ損益	10,736
土地再評価差額金	727,723
その他	39,156
繰延税金資産小計	868,325
評価性引当額	△244,205
繰延税金資産計	624,120
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△891,009
その他有価証券評価差額金	△182,913
土地再評価差額金	△628,734
その他	△24,869
繰延税金負債計	△1,727,528
繰延税金資産（負債）の純額	△1,103,407

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金は全額自己資金により充当しており、借入による資金調達は行っておりませんが、借入が必要となる場合には、主に銀行借入による方針となっております。

また、デリバティブは、燃料価格変動リスクを回避するために利用し、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用を行っており、投機的な金融商品取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社の営業管理規程に従い、各部署の管理責任者は、経理部作成の回収予定推移表によって、取引先ごとの期日管理、残高管理及び与信限度額管理を行っております。これにより、保有債権の早期回収を図るとともに、不良債権の発生を未然に防止する対策を講じております。

有価証券及び投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格に晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

差入保証金は、不動産の賃貸借契約等に基づく金銭の差入であり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財政状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

預り建設協力金及び長期預り保証金は、不動産の賃貸借契約に際し、賃借人より保証金として受領する預り金であります。

営業債務、預り建設協力金、長期預り保証金、長期預り金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では各部署からの報告に基づき資金収支予算表を作成するとともに、経理部が当座預金等日別残高表を作成・更新するなどにより、必要な手許流動性預金の管理をしております。

また、デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理要領に基づき行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一

定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

④ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち23.6%は特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,381,285	5,381,285	—
(2) 営業未収入金	1,151,734	1,151,720	△13
(3) 有価証券及び 投資有価証券 其他有価証券	1,247,687	1,247,687	—
(4) 差入保証金	1,026,113	1,017,897	△8,215
資産計	8,806,821	8,798,592	△8,229
(1) 営業未払金	696,398	696,398	—
(2) 預り建設協力金	147,001	157,256	10,254
(3) 長期預り保証金	325,851	324,169	△1,682
(4) 長期預り金 (※1)	31,182	31,089	△92
(5) リース債務 (※2)	577,161	628,663	51,501
負債計	1,777,595	1,837,577	59,981
デリバティブ取引 (※3)	(35,421)	(35,421)	—

(※1) 流動負債の長期預り金（1年内返済済）を合算して表示しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※3) デリバティブ取引によって、生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業未収入金

営業未収入金は短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。割賦債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、営業未収入金の貸借対照表計上額には割賦債権の金利部分が含まれており、当該金利部分は割賦利益繰延として繰延処理され流動負債に計上しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式及び債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、賃貸借契約等に基づく賃借期間を返還期限として区別した債権ごとに、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金

営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預り建設協力金、(3) 長期預り保証金、(4) 長期預り金

これらの時価は、返還期間ごとに区分した債務ごとに、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価を金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 非上場株式	30,040
(2) 関係会社株式	22,102
(3) 差入保証金	138,109

非上場株式、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、一部の差入保証金は、返済スケジュールが未確定で将来キャッシュ・フローを見積ることができず時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,415,877	—	—	—
営業未収入金	1,146,357	5,377	—	—
合計	6,562,234	5,377	—	—

(注) 4. 預り建設協力金、長期預り金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
預り建設協力金	30,591	28,042	11,992	11,516	11,732	53,126
リース債務	36,643	35,385	36,177	36,995	37,839	394,120
長期預り金	5,454	5,454	5,454	5,454	9,366	—
合計	72,689	68,881	53,624	53,965	58,937	447,247

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや物流センター等の各種賃貸商業施設を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
7,291,184	△124,047	7,167,137	8,456,197

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は東部ヨコハマビル空調工事(9,722千円)、減少額は減価償却費(133,769千円)であります。
3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に定める手法を一部省略した評価に基づき、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	相模新栄運送株式会社	10,000	貨物自動車運送事業	(所有)直接100.0	運送の委託 役員の兼任	事務業務の受託	4,800	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社の従業員の平均賃金等を基準として決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,308円05銭
1株当たり当期純利益	96円58銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年5月29日

東部ネットワーク株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 正 貴 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東部ネットワーク株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年6月5日

東部ネットワーク株式会社 監査役会

常勤監査役 高山裕之 ㊟

監査役 安齋英明 ㊟

監査役 西山俊紀 ㊟

(注) 監査役 安齋英明及び監査役 西山俊紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、安定した配当の維持を基本とし、業績や財務状況等を勘案して配当を行う方針としています。

期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、第106期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭とし、当期は創立75周年に当たりますので、さらに1株につき金5円00銭の記念配当を行い、都合12円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は67,688,215円となります。

従いまして、1株につき7円50銭の中間配当金を加算した年間配当金は、金20円00銭となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 250,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 250,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

公告閲覧の利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞に掲載して行う方法から電子公告にて行う方法に変更し、併せて不測の事態に備え、予備的な公告方法を定めるため、現行定款第5条(公告の方法)に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して公告する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告</u> とする。 <u>ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、現取締役全員（5名）が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	わかやまよしただ 若山良孝 (昭和35年11月11日)	平成6年2月 当社入社 平成20年6月 当社取締役兼執行役員 営業部統括部長 平成22年4月 当社取締役兼執行役員 営業部営業開発部長 平成24年4月 当社取締役兼執行役員 営業部営業開発部長兼東部海老名物流センター、播磨・埼玉営業所管掌 平成25年6月 当社取締役兼執行役員 第一営業部門担当部長兼営業開発部長 平成27年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 第一営業部門担当部長兼営業開発部長 平成28年6月 当社代表取締役社長（現任）	8,000株
<p><取締役候補者とした理由> 若山良孝氏は、当社の代表取締役社長を現任し、営業部門の経験有しており、これまで現場で培ってきたノウハウを引き続き取締役会の意思決定及び業務執行に活かせることが期待されることから、取締役候補者としております。</p>			
2	みさわひでゆき 三澤秀幸 (昭和38年5月23日)	平成元年3月 当社入社 平成15年4月 当社執行役員経理部長 平成18年6月 当社取締役兼執行役員 経理部長 平成20年10月 当社取締役常務執行役員 経理部長 平成21年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 平成27年6月 当社代表取締役専務兼専務執行役員 (現任)	26,500株
<p><取締役候補者とした理由> 三澤秀幸氏は、当社において経理・財務関連業務や経営企画業務での経験を有しており、現在代表取締役専務の職にあり、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	いとう すずむ 伊藤 進 (昭和31年6月14日)	平成16年10月 当社入社 平成21年4月 当社経理部部长 平成27年4月 当社執行役員 経理部部长 平成27年6月 当社取締役兼執行役員 経理部部长 (現任)	1,700株
<p><取締役候補者とした理由> 伊藤進氏は、当社において経理部での経験を有しており、これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</p>			
4	ふるかわともひろ 古川智洋 (昭和46年10月6日)	平成8年4月 当社入社 平成27年4月 当社執行役員 総務部部长兼人事課 長 平成27年6月 当社取締役兼執行役員 総務部部长 兼人事課長 平成29年4月 当社取締役兼執行役員 第一営業部 部長 (現任) 重要な兼職の状況 相模新栄運送株式会社 代表取締役社長	4,300株
<p><取締役候補者とした理由> 古川智洋氏は、当社において総務・人事関連業務や営業部門での経験を有しており、これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	のぐち まこと 野口 誠 (昭和25年12月9日)	昭和48年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成9年5月 同行飯田橋支店支店長 平成11年5月 同行馬喰町支店支店長 平成14年7月 株式会社みずほ銀行 業務監査部監査主任 平成15年5月 株式会社みずほコーポレート銀行 大手町営業第一部付参事役 大木建設株式会社出向 平成16年5月 株式会社みずほ銀行 法人企画部付参事役 みずほファクター株式会社出向 平成16年9月 みずほファクター株式会社 常務取締役就任 平成23年6月 当社非常勤監査役 平成24年5月 株式会社ピックルスコーポレーション非常勤監査役就任 平成27年6月 当社取締役（現任）	0株
<p><社外取締役候補者とした理由></p> <p>野口誠氏は、株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）で培ってきた幅広い知識と見識を有し、客観的立場から当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、野口誠氏との間で定款第41条の規定に基づき、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続いたします。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
3. 野口誠氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
- 再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

現任監査役3名のうち、西山俊紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
いなむらくにお 稲村久仁雄 (昭和27年8月28日)	昭和51年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 平成12年10月 同行日比谷支店支店長 平成14年10月 同行松山支店支店長 平成17年6月 同行横浜支店支店長 平成20年7月 ライフ住宅ローン株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 東京厚生信用組合 理事長	0株

- (注) 1. 稲村久仁雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲村久仁雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 稲村久仁雄氏を社外監査役候補者とした理由
稲村久仁雄氏は、住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）で培ってきた幅広い知識と見識を有し、当社の経営を監査されることが期待されるものと判断して候補者としております。
4. 稲村久仁雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 稲村久仁雄氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と致します。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了となり、退任されます西山俊紀氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲以内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、取締役および監査役の報酬制度見直しの一環として、令和元年5月9日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。これに伴い、第3号議案が原案どおりご承認されることを条件として、重任する取締役若山良孝、三澤秀幸、伊藤進、古川智洋、野口誠の5名および在任中の監査役高山裕之、安齋英明の2名に対し、当社所定の基準に従い、本総会終結までの在任期間に相当する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。贈呈の時期は、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役在任期間分は取締役会に、また監査役在任期間分は監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
西山 俊紀	平成27年6月 当社監査役就任(現在に至る)

打ち切り支給の対象となる第3号議案をご承認いただいた場合に重任する取締役および在任中の監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
若山 良孝	平成6年2月 当社入社 平成20年6月 取締役兼執行役員 平成27年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成28年6月 代表取締役社長(現在に至る)
三澤 秀幸	平成元年3月 当社入社 平成18年6月 取締役兼執行役員 平成21年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成27年6月 代表取締役専務兼専務執行役員(現在に至る)
伊藤 進	平成16年10月 当社入社 平成27年6月 取締役兼執行役員(現在に至る)
古川 智洋	平成8年4月 当社入社 平成27年6月 取締役兼執行役員(現在に至る)

氏 名	略 歴
野口 誠	平成23年6月 当社監査役就任 平成27年6月 社外取締役就任(現在に至る)
高山 裕之	平成8年11月 当社入社 平成24年6月 取締役兼執行役員 平成28年6月 常勤監査役(現在に至る)
安齋 英明	平成20年6月 当社監査役就任(現在に至る)

第6号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、取締役に対する新たな株式報酬制度〔株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））〕（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成20年6月26日開催の第95回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額9百万円以内、年間換算額1億8百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

令和元年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了し

ます。)

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、令和2年3月末日で終了する事業年度から令和4年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時（令和元年8月（予定））に、当初対象期間に対応する必要資金として、3千6百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、3千6百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、3千6百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、39,300株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、13,100ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したもので

あり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役が付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

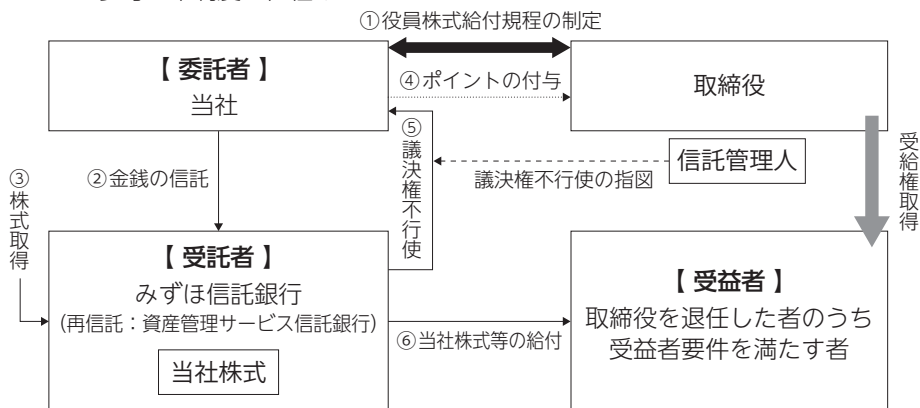
（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て

当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役へ給付される金銭を除いた残額が当社へ給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲において、役員株式給付規定を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第7号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成28年5月10日付当社取締役会決議及び平成28年6月26日付第103回定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「現対応方針」といいます。）を導入しておりますところ、その有効期間は本総会終結の時までとされております。

当社は、令和元年5月9日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を継続するとともに、現対応方針の内容を一部変更したうえで継続すること（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を決定しました。本対応方針継続にあたり、文言等所要の修正を行っておりますが、現対応方針の内容から実質的な変更はありません。

本議案は、当社定款第45条の定めに基づき、本対応方針継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 提案の理由（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、荷主様との共存共栄を図るための商品販売事業や、保有不動産の有効利用による事業の安定化と加えて3PL（物流の一括受注）による提案物流等の新事業を構築する不動産賃貸事業、自動車整備事業・保険代理業等も組み込んだ総合物流業である当社及び当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして、主力事業である公共性の高い貨物自動車運送事業という当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの強みである、①安全が絶対条件である危険物輸送の高度な知識を、一般貨物輸送に取り込み商品化した事業展開、②取引先の多面的なニーズに応え高品質の物流を提供するノウハウと専門性、③労使一体となった事業の推進等独自性を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視野を持った経営的な取組みが実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダ

一の利益は毀損される可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、II. 3. をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

II. 提案の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、I. で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を行います。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5

項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針継続の必要性

I. で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先だち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表致します。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や

当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、当社の第1順位株主である中村 巨宏氏は、当社株式の26.1%を保有しておりますが、当社の企業価値向上への取組み等について賛同していただいていることから、本対応方針における対象にはしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、多くの部分は個人株主によって保有されていることから、今後、当社の株式の流動性がさらに増す可能性は否定できないものと考えております。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注4）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記II. 4.（1）をご参照下さい。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記II. 4.（2）ア.をご参照下さい。）及び新株予約権無償割当てを実施・変更・停止すべきか否かの判断（下記II. 4.（1）ないし（4）をご参照下さい。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、独立委員会が、大規模買付行為について企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨の勧告（下記II. 4.（2）イ.をご参照下さい。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他や

むを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注4：社外有識者は、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て又はその他の法令及び定款の下でとりうる合理的な施策（以下「新株予約権無償割当て等」といいます。）の実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的

提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

(3) 株主総会決議

独立委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が下記II. 4. (2) ア. (a)又は(b)に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、新株予約権無償割当ての不実施を勧告した場合を除き、新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権無償割当て等の実施についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主の皆様意思の確認は、会社法上の株主総会(以下「本株主総会」とい

います。)による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、新株予約権無償割当て等を実施し又は実施しないことと致します。なお、当社取締役会は、上記II. 3. (2)の取締役会評価期間内に、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日(以下「本基準日」といいます。)を設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令及び当社定款46条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを実施し、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び新株予約権無償割当ての実施の可否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる条件で新株予約権無償割当てを実施するかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものによることとします。新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表

明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する新株予約権無償割当て等を実施することはありません。当該大規模買付行為に対する新株予約権無償割当て等を実施するか否かは、当社株主の皆様は株主総会において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために新株予約権無償割当て等を実施することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

(a) 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

イ. 新株予約権無償割当ての不実施の勧告

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、取締役会評

価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、いったん新株予約権無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものと致します。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当て等の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示致します。

(4) 新株予約権無償割当て実施の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が新株予約権無償割当ての実施を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、新株予約権無償割当ての実施が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての実施の変更又は停止を行うことがあります。

例えば、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に新株予約権無償割当てを実施することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり新株予約権無償割当てを停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
 - ② 新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。
- 当社取締役会は、このような新株予約権の無償割当ての実施の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為

に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記II. 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 新株予約権の無償割当て実施時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てを実施することがありますが、当該新株予約権の無償割当ての仕組上、当社株主の皆様（新株予約権の無償割当て実施の対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

対応方針は、本総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとなりますが、その有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続については改めて株主の皆様のご承認を得るものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

以上

独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

野口 誠 (のぐち まこと)

昭和25年生

昭和48年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行

平成 9年 5月 同行 飯田橋支店支店長

平成11年 5月 同行 馬喰町支店支店長

平成14年 7月 株式会社みずほ銀行 業務監査部 監査主任

平成15年 5月 株式会社みずほコーポレート銀行 大手町営業第一部付参事役
大木建設株式会社出向

平成16年 5月 株式会社みずほ銀行 法人企画部付参事役
みずほファクター株式会社出向

平成16年 9月 みずほファクター株式会社 常務取締役就任

平成23年 6月 当社非常勤監査役就任

平成24年 5月 株式会社ピックルスコーポレーション非常勤監査役就任

平成27年 6月 当社取締役就任（現任）

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

安齋 英明 (あんざい ひであき)

昭和27年生

昭和50年 4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社） 入社

平成17年 4月 同社 執行役員兼横浜支店長

平成19年 4月 同社 執行役員兼名古屋支店長

平成20年 6月 電気興業株式会社常勤監査役就任
当社非常勤監査役就任（現任）

リケンテクノス株式会社非常勤監査役就任

平成24年 1月 古藤工業株式会社非常勤監査役就任（現任）

同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

稲村 久仁雄（いなむら くにお）

昭和27年生

昭和51年 4 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社） 入行

平成12年10月 同行 日比谷支店支店長

平成14年10月 同行 松山支店支店長

平成17年 6 月 同行 横浜支店支店長

平成20年 7 月 ライフ住宅ローン株式会社 代表取締役社長

平成25年 6 月 東京厚生信用組合 理事長

同氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であり、本総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

関根 修一（せきね しゅういち）

昭和28年生

昭和59年 4 月 第一東京弁護士会登録

酒巻・植松・青木法律事務所にて執務

昭和60年 4 月 青木総合法律事務所にて執務

昭和63年 4 月 青木・関根・田中法律事務所と改称し現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、その後についても同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行

うことを要し、もっぱら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥ 新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑦ 新株予約権無償割当て等を実施・不実施・変更・停止すべきかの決定
- ⑧ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑨ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、

後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。)。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

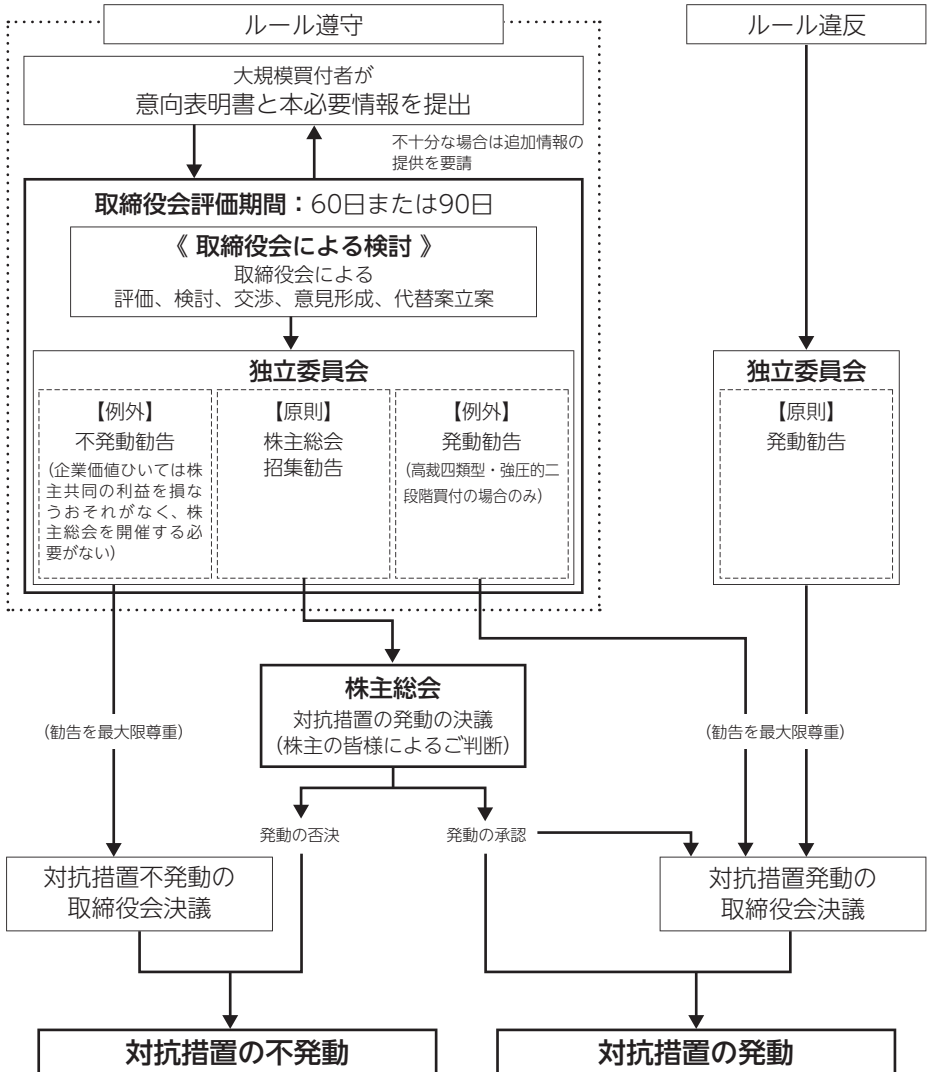
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以 上

(参考資料)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図

大規模買付者の出現



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、本総会招集ご通知の参考書類47頁から62頁まで及び当社の令和元年5月9日プレリリースをご参照ください。

定時株主総会会場ご案内図

会場：横浜市神奈川区栄町2番地の9
東部ヨコハマビル4階会議室



交通

○京浜急行線・神奈川駅下車 徒歩約2分

○ JR線

京浜急行線

東急東横線

みなとみらい線

相模鉄道線

横浜市営地下鉄線

横浜駅下車

きた通路きた東口A出口より徒歩約6分

※駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。